

官報

号外 昭和二十七年六月六日

○第十三回 参議院會議録第四十八号

昭和二十七年六月六日(金曜日)午前十時四十六分開議

議事日程 第四十七号

昭和二十七年六月六日
午前十時開議

第一会期延長の件

第二一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

両院協議会成案(衆議院送付)

(協議委員議長報告)

第三道路交通事業抵当法案(植竹春彦君外十三名発議)

(委員長報告)

第四農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

予算委員

山下義信君

第七 千九百二十三年十一月三日

にジユネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約

及び署名認定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第八 国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第九 国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

同日議員から左の議案を提出した。よ

りて議長は即日これを水産委員会に付託した。

予算委員

松浦清一君

中村正雄君

山下義信君

同日議長より左の内閣提出の辞任を許可した。

同日議長より左の内閣提出の辞任を許可した。

同日議長より左の内閣提出の辞任を許可した。

通商産業委員会に付託

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(浅利三朗君外二十五名提出)

建設委員会に付託

長期信用銀行法案

日本国との平和條約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施等に伴い國家公務員法等の一

部を改正する等の法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
南方連絡事務局設置法案

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

同日衆議院議長から左の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布

を承認することを議決した旨の報告書

を提出した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を承認することを議決した旨の報告書

を提出した。

〔草薙隆圓君登壇、拍手〕

○草薙隆圓君 只今議題となりました
一般職の職員の給與に関する法律の一
部を改正する法律案両院協議会成案に
つきまして、その協議会の経過並びに
結果について御報告申上げます。

協議会は五月二十九日、五月三十
日、六月三日並びに六月四日の四回に
亘りまして開かれ、慎重且つ熱心に協
議が行われたのであります。先ず衆議
院側を代表して田中不破三君は、衆議
院議決の理由につきまして「一、参議
院の修正は、衆議院議決の原案につい
て部分的地域的には不均衡の是正が行
われたのであるが、これを全国的に見
た場合、なお不均衡が残っている。
二、参議院修正は予算措置の確たる見
通しもなく行われたものであり、到底
実施は困難である。」といふ趣旨の説明
をされたのであります。これに対
しまして我が参議院側は、カニエ邦彦
君が本院を代表して、修正議決に至る
までの経過について次のように説明を
行わされたのであります。即ち、「勤務地
手当支給地域指定に関しては、その影
響するところが甚だ大きく、今まで
多数の要望が国会になされております
が、それらについて從来加えられた
審議、現地調査、人事院勧告後的情勢

の変化等に考慮を加えた結果、この

際、政府原案の不均衡ができるだけ合
理化すべきであるという点に人事委員

会全員の意見が一致し、財源措置等に
関しても非公式に政府関係当局と種々
懇談を行い、或る程度の見通しを付け

て作業に取りかかつたのである。併し
ながら財源や審議日数を考えて、又で
い点をも慮つて、可能な限り修正意見
の圧縮調整を図り、漸くでき上つたの
が参議院修正であり、これを以て完全
とは称しがたいが、勤務地手当制度に
関する抜本的改革を行ひ得ない今日、
止むを得ない最低限度の措置である。」
と述べられたのであります。

両院の右のような主張に対しまし
て双方から種々の熱心なる質疑が行わ
れたのであります。そこで、本問題に
關する抜本的改革を行ひ得ない今日、
止むを得ない最低限度の措置である。」
と述べられたのであります。

参議院修正を法律化することは予算補正
を拘束することになり、これも面白く
ない状態であるから、従つて、政府言
明にあるように、できるだけ早い機会
に人事院をして科学的合理的な研究を
なさしめ、その勧告に併せて、参議院
修正及び衆議院の修正意見をも加えて
法律改正を実施させたいという意向を
表明されたのであります。

併しながら参議院側協議委員といった
しましては、参議院議決を尊重する立
場から、如何にすれば参議院修正を早
く強調したのであります。参議院の修正のみを法律化することは、

絶対に法律化すべきであるという趣旨
を強調したのであります。参議院の修正議
決の実施を法律上明記することに漸く
意見の一致を見ることになったのであ
ります。この際、特に申上げておきた
は、衆議院の立場等より、了解することは
ないと存じますことは、備考の追加部
分中「参議院の修正議決をしんしやく
して」という点は「参議院の修正議決

こと四回、漸く次の結論に到達いたし
ました、成案を得るに至つたのであり
ます。その成案を朗読いたします。

別表第六の備考に次の二項を加え
ます。その結果、衆議院といたしまし
ては、参議院修正は尊重しなければな
らないし、単に財源の点のみから見れ
ば必ずしも絶対に不可能とは言えない
が、二十七年度予算が成立して実施に
移されたばかりであり、今日、本件に
關してのみ予算の補正を考えることは
妥当を欠き、又参議院要望のごとく、
実施期日は暫らく別としても、今日参
議院修正を法律化することは予算補正
を拘束することになり、これも面白く
ない状態であるから、従つて、政府言
明にあるように、できるだけ早い機会
に人事院をして科学的合理的な研究を
なさしめ、その勧告に併せて、参議院
修正及び衆議院の修正意見をも加えて
法律改正を実施させたいという意向を
表明されたのであります。

第一の問題は、参議院修正部分を如
何に取扱うかという点であります。こ
の点につきましては、参議院全会一致
の修正議決を尊重するという立場
から、修正部分の実施期日は別に定
めることといたしましても、この際、
二つには改正部分については四月一日
に適用を遅ることは感じがたいとい
うのが参議院側の意見であったのであ
ります。結局、種々論議を重ねまして協
議をいたしました結果、参議院修正議
決の実施を法律上明記することに漸く
意見の一致を見ることになったのであ
ります。この際、特に申上げておきた
は、衆議院の立場等より、了解することは
ないと存じますことは、備考の追加部
分中「参議院の修正議決をしんしやく
して」という点は「参議院の修正議決

院の議長報告においてそれべく明らか
にされるならば、実質的には参議院修
正が尊重されたことになると主張して
譲らず、この案につきましては遂に意
見の一致を見ることができなかつたの
であります。次いで本院側より、参議

院修正部分を今法律化することが不可
能であるとするならば、如何なる方法
によれば参議院修正議決を確保するこ
とができるかという点から、先ずこの

際は政府原案を成立せしめ、その施行
期日を仮に昭和二十七年十月一日と
し、それまでの間に、参議院の修正を
見の一致を見ることができなかつたの
であります。次いで本院側より、参議

院修正を実施いたしますには予算
の補正を要するという一致した見解
から、予算措置の可能性を中心とい
たしまして協議が統けられたのであり
ます。その結果、衆議院といたしまし
ては、参議院修正は尊重しなければな
らないし、単に財源の点のみから見れ
ば必ずしも絶対に不可能とは言えない
が、二十七年度予算が成立して実施に
移されたばかりであり、今日、本件に
關してのみ予算の補正を考えることは
妥当を欠き、又参議院要望のごとく、
実施期日は暫らく別としても、今日参
議院修正を法律化することは予算補正
を拘束することになり、これも面白く
ない状態であるから、従つて、政府言
明にあるように、できるだけ早い機会
に人事院をして科学的合理的な研究を
なさしめ、その勧告に併せて、参議院
修正及び衆議院の修正意見をも加えて
法律改正を実施させたいという意向を
表明されたのであります。

第一の問題は、参議院修正部分を如
何に取扱うかという点であります。こ
の点につきましては、参議院全会一致
の修正議決を尊重するという立場
から、修正部分の実施期日は別に定
めることといたしましても、この際、
二つには改正部分については四月一日
に適用を遅することは感じがたいとい
うのが参議院側の意見であったのであ
ります。結局、種々論議を重ねまして協
議をいたしました結果、参議院修正議
決の実施を法律上明記することに漸く
意見の一致を見ることになったのであ
ります。この際、特に申上げておきた
は、衆議院の立場等より、了解することは
ないと存じますことは、備考の追加部
分中「参議院の修正議決をしんしやく
して」という点は「参議院の修正議決

こと四回、漸く次の結論に到達いたし
ました、成案を得るに至つたのであり
ます。その成案を朗読いたします。

別表第六の備考に次の二項を加え
ます。その結果、衆議院といたしまし
ては、参議院修正は尊重しなければな
らないし、単に財源の点のみから見れ
ば必ずしも絶対に不可能とは言えない
が、二十七年度予算が成立して実施に
移されたばかりであり、今日、本件に
關してのみ予算の補正を考えることは
妥当を欠き、又参議院要望のごとく、
実施期日は暫らく別としても、今日参
議院修正を法律化することは予算補正
を拘束することになり、これも面白く
ない状態であるから、従つて、政府言
明にあるように、できるだけ早い機会
に人事院をして科学的合理的な研究を
なさしめ、その勧告に併せて、参議院
修正及び衆議院の修正意見をも加えて
法律改正を実施させたいという意向を
表明されたのであります。

第一の問題は、参議院修正部分を如
何に取扱うかという点であります。こ
の点につきましては、参議院全会一致
の修正議決を尊重するという立場
から、修正部分の実施期日は別に定
めることといたしましても、この際、
二つには改正部分については四月一日
に適用を遅することは感じがたいとい
うのが参議院側の意見であったのであ
ります。結局、種々論議を重ねまして協
議をいたしました結果、参議院修正議
決の実施を法律上明記することに漸く
意見の一致を見ることになったのであ
ります。この際、特に申上げておきた
は、衆議院の立場等より、了解することは
ないと存じますことは、備考の追加部
分中「参議院の修正議決をしんしやく
して」という点は「参議院の修正議決

こと四回、漸く次の結論に到達いたし
ました、成案を得るに至つたのであり
ます。その成案を朗読いたします。

別表第六の備考に次の二項を加え
ます。その結果、衆議院といたしまし
ては、参議院修正は尊重しなければな
らないし、単に財源の点のみから見れ
ば必ずしも絶対に不可能とは言えない
が、二十七年度予算が成立して実施に
移されたばかりであり、今日、本件に
關してのみ予算の補正を考えることは
妥当を欠き、又参議院要望のごとく、
実施期日は暫らく別としても、今日参
議院修正を法律化することは予算補正
を拘束することになり、これも面白く
ない状態であるから、従つて、政府言
明にあるように、できるだけ早い機会
に人事院をして科学的合理的な研究を
なさしめ、その勧告に併せて、参議院
修正及び衆議院の修正意見をも加えて
法律改正を実施させたいという意向を
表明されたのであります。

を尊重して」という意味であることが確認されておることであります。

を尊重して」という意味であることがあります。確認されておることあります。

第二の問題は、参議院の修正を尊重した改訂がいつ行われ、いつから適用されるかという点であります。先ず改訂の時期でありまするが、これにつきましては、「次期国会、それもできるだけ早く人事院の勧告に併せて国会に提案する。人事院の勧告は七月末から八月初め頃までに行われると考えるが、万一人事院が勧告しなかつた場合は、両院で協議して勧告せしめ、法律改正を実施する」との衆議院の申入れに応じた次第でありますて、次期国会には必ず改訂されると予定いたしておるのであります。又改訂部分の適用期日でありまするが、参議院側の四月一日遅及意見に対しまして、衆議院は改訂された時期を主張し続けたのでありますて、双方この点につきましては譲り合いまして、補正予算等の措置により、財源の許す範囲内で、でき得る限り四月一日に近く遡及して適用するということに両方の意見が一致いたしたのであります。

最後に申上げておきたいと存じますることは、参議院則といたしましては、公務員諸君の意向を酌んで、終始、最初から終りまで成案を得ること

に懸命の努力を拂つたということあります。従いまして、この点に関しては、次期国会に如何なる情勢の変化がありましようとも、衆議院は誠心誠意を以て成案の実現に努力するとたびに言明されたことを申上げて、私の報告を終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(三木治郎君) 成案に対し質疑の通告がございます。発言を許します。相馬助治君。

相馬助治君登壇 拍手

万一人事院が勧告しなかつた場合は、兩院で協議して勧告せしめ、法律改正を実施する」との衆議院の申入れに応じた次第でありますて、次期国会には必ず改訂されると予定いたしております。又改訂部分の適用期日でありまするが、参議院側の四月一日週及意見に対しまして、衆議院は改訂された時期を主張し続けたのでありますて、双方この点につきましては譲り合

しまして、補正予算等の措置により財源の許す範囲内で、でき得る限り四月一日に近く遡及して適用するということに両方の意見が一致いたしたのであります。

ましても、我々として明確にこの耳を以て聞くわけに参らない点がありますので、それらの点をも考慮されて、一つ親切なる答弁を期待するものであります。

この地域給の問題は、今日生活に困つておりまする全国の公務員にとりましては重要な問題であります、この

規定に照らしまするならば、公正にし
て而も迅速なる対策を樹立すべき」と
は、政府並びに国会の当然の責務であ
ろうと思ふのであります。先に衆議院
は政府原案を無修正を以て通過し、こ
れが参議院に送付せられまするや、參
議院においては人事委員会の諸君を中
心として、全会一致、極めて熱心なる
討議を繰返し、いわゆる参議院修正案
なるものを得て、これを全会一致本院
は決定し、これが衆議院に回付された
のでありますて、当然我々は衆議院の
同意を期待したのであります。然るに
もかかわらず、不幸にいたしまして衆
議院の同意するところとならず、両院
協議会に持ち込まれましたことは、
誠に不幸の極みであつたと思ふのであ
りまして、その衆議院則の不同意の理
由なるものが、只今の議長の報告を聞
きますれば、参議院の修正が不公正で
ある。即ち全国的規模において眺めた
場合に不公正である。このことによじ
いますが、国会の自主権の上から眺
めましても、国会が自主的にこの問題
を考えて行くならば、あの程度の修正
といふものは、ベストでないとして
も、よりベターであつたということだ
けは疑い得ない事実であるうと思ふの
であります。而も衆議院側が主張いた

あるとの報告でございまするが、政府はこれに對してどのような責任ある答弁を両院協議会においてなされているのであるかどうか。即ち、いつの日に、どのような方法で、参議院側のいわゆる趣旨なるものを活かさんとする、その裏付けともなるべき答弁を政府は如何ように発表せられ、議長は如何に了解されたのであるか。この一点を伺いたいと思うのであります。而も問題でありますことは、衆議院の議決に對して修正いたしましたる参議院の議決なるものが、国家財政を一顧だにせず、いわば、ほしいままなる意思を以てこの修正をしたかのことき印象を今日持つていると言ふに至りましては、我々としては、その政治的責任の立場からも問題を重視しなければなりません。

しては、衆議院側も参議院の意見を諒といたしております。ただ問題は、いわゆる予算上の措置が問題であつて、従つて補正予算を組むという問題に結論が集約されて参つたわけであります。この補正予算をこの給與地の問題に限つてのみ組むということは、諸般の情勢から、今予算を執行したばかりの時期であるから困難であります。従つて補正予算を組む場合には当然この問題に対する補正も加えながら進んで来るということにつきましては、衆議院も十分了解をいたしております。

次に、この暫定的であり、或るべく速かと言ふが、これは誠に表現の上においては十分なものではないのではないか、暫定的であり、成るべく速かといふのはどういう意味であるかといふお尋ねであつたと承いたしますが、が、今回衆議院の一応のいわゆる別表をとりましたのは、これは暫定的な処置として参議院は承認をする。従つてこれが本質的なものとしては、成るべく速かな機会、次期国会といふのが、先に申上げました報告で明瞭に御報告申上げましたように、成るべく速かな機会といふのは、私どもの協議の内容におきましては次期国会を指して

おるのでござりますが、その次期国会においてこの暫定的なものを、本質的なものに、参議院の修正を加えて作り上げて来るというのが、附表の備考に限つてのみ組むということは、諸般の情勢から、今予算を執行したばかりの時期であるから困難であります。従つて補正予算を組む場合には当然この問題に対する補正も加えながら進んで来るということにつきましては、衆議院も十分了解をいたしております。

次に、この暫定的であり、或るべく速かと言ふが、これは誠に表現の上においては十分なものではないのではないかといふのは、むしろ、人事院のこうした調査結果をいたしました。これは御意見の承知をいたしました。これは御意見の尊重しながら、これに衆議院の希望を加えるという意見を以て協議を進めています。この点につきましては衆議院の問題はどうであるか、殊に昨日はこの問題について衆議院質疑應答がなされたが、その質疑應答では不十分ではないかといふ意見の御質問であったと承知をいたしました。御案内のように、一般職の職員の給與に関する法律の第二十四條によりますと、「国会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変

化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。」とあるのであります。この條文を非常に窮屈に解説いたしますると、或いは説をなさないで、衆議院側も、予算その他を考えたり上げて来るというのが、附表の備考にあるが、これは参議院の意見を或いは七分、八分に削ることも斟酌であり、或いはそのままにして、他を、不十分なものと思われる点を十分にするためにプラスをするといふことも斟酌であります。どちらかという御意見であつたと承知をいたしました。これは御意見の尊重しながら、これに衆議院の希望を加えるという意見を以て協議を進めています。この点につきましては衆議院の問題はどうであるか、殊に昨日はこの問題について衆議院質疑應答がなされたが、その質疑應答では不十分ではないかといふ意見の御質問であったと承知をいたしました。御案内のように、一般職の職員の給與に関する法律の第二十四條によりますと、「国会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変

化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。」とあるのであります。この條文を非常に窮屈に解説いたしますると、或いは説をなさないで、衆議院側も、予算その他を考えたり上げて来るというのが、附表の備考にあるが、これは参議院の意見を或いは七分、八分に削ることも斟酌であり、或いはそのままにして、他を、不十分なものと思われる点を十分にするためにプラスをするといふことも斟酌であります。どちらかという御意見であつたと承知をいたしました。これは御意見の尊重しながら、これに衆議院の希望を加えるという意見を以て協議を進めています。この点につきましては衆議院の問題はどうであるか、殊に昨日はこの問題について衆議院質疑應答がなされたが、その質疑應答では不十分ではないかといふ意見の御質問であったと承知をいたしました。御案内のように、一般職の職員の給與に関する法律の第二十四條によりますと、「国会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変

化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。」とあるのであります。この條文を非常に窮屈に解説いたしますると、或いは説をなさないで、衆議院側も、予算その他を考えたり上げて来るというのが、附表の備考にあるが、これは参議院の意見を或いは七分、八分に削ることも斟酌であり、或いはそのままにして、他を、不十分なものと思われる点を十分にするためにプラスをするといふことも斟酌であります。どちらかという御意見であつたと承知をいたしました。これは御意見の尊重しながら、これに衆議院の希望を加えるという意見を以て協議を進めています。この点につきましては衆議院の問題はどうであるか、殊に昨日はこの問題について衆議院質疑應答がなされたが、その質疑應答では不十分ではないかといふ意見の御質問であったと承知をいたしました。御案内のように、一般職の職員の給與に関する法律の第二十四條によりますと、「国会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変

するといち態度から見るならば、今度の成案では、斟酌して改訂する。只今草葉議長から斟酌といふ言葉と審議となりましたが、私どもは、禁語の場合ならばいざ知らず、日本語の場合においてこの言葉が同一であるとは考へられないのであります。(拍手)斟酌して人事院が検討し勧告すると変更されてしまいます。別表の備考に一項を加えると、いう立法上の珍妙な形式をすることながら、かかる備考などをつてもなくとも、本法律第二條第一項第二号にちやんと同じ意味の明文があるではありませんか。「勤務地手当の支給地域及び内閣に同時に勧告するため、常に全国各地における生計費の科学的研究調査を行うこと。」これらあるのであります。雨も我々には、これの勧告に当ります。あり得ません。今審議中の機構改組といふことになつた人事院が今改組の運命にあるといふことも、この問題に対する影響といふ点において無関心ではありません。國の法律案によるところの人事院の改組が不幸にして表現いたしますならば、今度は人事院は国家人事委員会となり、總理府に統轄されます。今までより

も権限が縮小し、總理大臣の監督と委
員会が行われる。政府と国会に対する勧告
は、今まででも本来の立場に立てず、改
組の運命に至つても輿論すら沸いて辛
いほど憂鬱をつかされてゐる人事問題
に、果して毅然とした態度で今後給與引
上げの勧告や地域給の速となる勧告を頒
付できるかどうか。両院協議會ではこの
点にまで触れた慎重な審議があつたか
どうか疑問でござります。結果は本年一
月すでに改訂の必要を生じた。その
後、條件はます／＼悪く、七月給與引
上げ勧告說されおひします。補正予算案
成、八月国会開会說等、情勢の見通し
からは、十月には給與の引上げを行つ
なければならぬ條件が成熟しつゝ
あります。給與引上げをやつてからでな
くては選舉は不利だといふ考慮も加
るでありますから。地域給改訂問題は
その中に巻き込まれて焦点のぼけのま
れがありやなしや。両院協議會委員諸君
は如才もないことは思ひますが、そこまで
分析して頂けたかどうか。考えるとこ
は頗る憂鬱にならざるを得ません。
嘆かわしく思つことは、この成案は
うして又私は、「この成案について最
參議院の権威と名譽のために、いわ

以上を以て私の反対討論を終ります。（拍手）
○副議長（三木治朗君）これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。
討論は終局したものと認めます。
これより採決をいたします。両院協議会成案全部を問題に供します。成案に賛成の諸君の起立を求めます。

高木 正夫、早川 健一
前田 稔 小野 哲
山縣 勝見 関田 信次
高田 寛 小酒井義男
前之國喜一郎 小泉 秀吉
參議院議員佐藤翁武殿

道路交通事業抵當法

(一)の法律の目的

第一條 この法律は、道路運送事業及び通運事業に関する信用の増進並により、これらの事業の健全な卒達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「事業単位」とは、道路運送法（昭和二十六年五月律第八百八十三号）による「般自動車運送事業者若しくは自動車道事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）による通運事業（同法第四條第三項の規定により荷主の指定のある免許に係るのを除く。）に係る業務が独立して運営され、且つ、適当な事業規模を有すると運輸大臣（自動車道事業に係るものにあつては、運輸監理官）及び建設大臣（以下「主務大臣」といふ）が認定したもの」といふ。「事業者」とは、これらの事業者を営む者をいふ。

(財團の設定) 第三條 事業者は、抵当権の目的とするため、一又は二以上の事業單位につき、道路交通事業財團(以下「事業財團」という。)を設定することができる。

(財團の組成) 第四條 事業財團は、左に掲げるもので、同一の事業者に属し、且つ、当該事業単位に関するものをもつて組成する。

一 土地及び工作物

二 自動車及びその附屬品

三 地上権、賃貸人の承諾があるときは物の質借権及び第一号に掲げる土地のために存する地役権

四 機械及び器具

五 軽車両、はしけ、牛馬その他の運搬具

(財團設定の制限) 第五條 自動車運送事業及び通運事業にあつては、前條第一号に掲げる不動産及び事業用自動車、自動車道事業にあつては、一般自動車道の敷地が存しないときは、事業者は、事業財團を設定することができない。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律)

第二十九号)第二十四條の規定は、事業財團に属する不動産が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがり、又は事業財團に属する数個の不動産が数個の地方裁判所の管轄区域内にある場合について准用する。

(競落代金の支拂の通知)

第十七條 裁判所は、事業財團の競落代金の全部の支拂があつたときは、直ちにその旨を主務大臣に通知しなければならない。

(免許に基く権利義務の承継)

第十八條 前條の競落代金の支拂があつたときは、競落人は、その時において免許に基く権利義務を承継する。但し、競落人が道路運送法第六條第二項各号、同法第四十九條第二項各号又は通運事業法第六條第二項各号の一に該当する者であるときは、主務大臣は、当該権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる。

2 主務大臣は、前項の免許に基く権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる期間を指定することができる。(適用規定)

場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第八條第二項及び第三項、第十條、第十三條第二項、第十五條、第十六條第一項(民法第

三百八十八條及び第三百八十九條の準用に関する部分に限る)及び第三項、第十七條ノ二から第二十條まで、第二十二條第二項及び第三項、第二十三條から第四十四條ノ三まで並びに第四十六條から第四十八條までの規定を准用する。

この場合において「工場財團登記簿」とあるのは「道路交通事業財團登記簿」と、「工場財團目録」とあるのは「道路交通事業の三中「工場」とあるのは「不動産」と、その他の規定中「工場」とあるのは「事業単位」と読み替えるものとする。

附 則

第二十二条 前條の罪は、告訴を待つて論ずる。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二箇月を経過した日とする。

2 道路運送法施行法(昭和二十六年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條に次の但書を加える。

但し、旧法附則第五條の規定

のうち、旧自動車交通事業法(昭和六年法律第五十二号)第四十五條に關する部分について

は、この限りでない。

(罰則)

第二十一條 事業者が、譲渡又は質入の目的をもつて、この法律の規定により抵当権の目的となつてい

る事業財團に属する動産を第三者に引き渡したときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

十五條、第十六條第一項(民法第

三百八十八條及び第三百八十九條の準用に関する部分に限る)及び第三項、第十七條ノ二から第二十

條まで、第二十二條第二項及び第三項、第二十三條から第四十四條ノ三まで並びに第四十六條から第四十八條までの規定を准用する。

この場合において「工場財團登記簿」とあるのは「道路交通事業財團登記簿」と、「工場財團目録」とあるのは「道路交通事業の三中「工場」とあるのは「不動産」と、その他の規定中「工場」とあるのは「事業単位」と読み替えるものとする。

十一ノ二 道路交通事業抵当

〔山縣勝見君答覆、拍手〕
○山縣勝見君 只今議題となりました

道路交通事業抵当法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果

を御報告申上げます。

この法律案の要旨は、道路運送事業

及び通運事業につきまして財團抵当制

度を創立せんとするものであります。

而もこの法案におきまつていわゆる財團と申しますのは、一又は二以上の事業単位につきまして設定されるものであります。そして、道路交通事業財團登記簿

ありまして、道路交通事業財團登記簿に所有権保存の登記をなすことにより行われます。なお、この事業単位と申しますのは独立して運営されまする

事業の規模を申すのであります。なお

財團の組成物件としましては、土地建

第三條ノ四中「自動車交通事業

財團登記簿」を「自動車交通事業財團登記簿、道路交通事業財團登記簿」に改める。

4 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次の

年法律第五十二号)の一部を次の

よう改正する。

第四條第一項第十一号の次に次

の一号を加える。

十一ノ二 道路交通事業抵当

〔山縣勝見君答覆、拍手〕
○山縣勝見君 只今議題となりました

道路交通事業抵当法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果

を御報告申上げます。

この法律案の要旨は、道路運送事業

及び通運事業につきまして財團抵当制

度を創立せんとするものであります。

而もこの法案におきまつていわゆる財團と申しますのは、一又は二以上の事業単位につきまして設定されるものであります。そして、道路交通事業財團登記簿

ありまして、道路交通事業財團登記簿に所有権保存の登記をなすことにより行われます。なお、この事業単位と申しますのは独立して運営されまする

事業の規模を申すのであります。なお

財團の組成物件としましては、土地建

物の不動産のほか、自動車その他事業

經營に必要なもので同一事業者に属するもの全部に及ぶのであります

が、ただ他人の権利の目的となります

ものや、なお、仮差押え、仮処分の日

車が存しない場合にはできぬの

は当然であります。この財團にかよ

りに全部いわゆる所属主義をとつております

は当然であります。この財團にかよ

然にそれだけ担保価値を高めるために相成るわけであります。

以上でこの法律案の要旨を御説明申上げましたが、運輸委員会におきましては、法案の性質上、法務委員会とも連合委員会を開催いたし、慎重に審議をいたした次第であります。以下

運輸委員会及び法務、運輸の連合委員会におきまして審議の経過について御報告申上げます。

詳細につきましては速記録によつて御承知願いたいのでありますが、主なる質疑の第一は、財團を設定する事業単位の認定についてであります。この点に関する質疑の要点は、事業単位認定の基準等認定の方針とかかる認定制度をとることによって、折角かよろな法案を作つても金融の自由を行政官庁が制約するというような結果にならないかといふような質疑であります。これに対しまずする提案者及びこの法律案成立後ににおける実施担当官庁でありまする政府委員の答弁におきましては、「事業の単位は、通常の運営において独立して經營可能な規模のものを認定することになるのであるが、元来事業単位は客観的にその事実を認定確認いたすものであるのであります。従つて行政官庁の任意の裁量

によつて認定を左右するといふようなことはしない」という答弁であつたのであります。又「事業単位の認定は、財團の範囲とその所属を明確にいたし

て、且つ事業の細分化を防ぎ、担保力を高める趣旨で行つもりであるから、融資に当つては当事者の意思を尊重し、これを制約することはあり得ない」という答弁であつたのであります。第二は、財團の組成物件にいわゆる營業権をなぜ含ませなかつたかといふ質問であつたのであります。これにつきましては「財團の組成物件としては、特定されることを要するのであるが、世上、取引において評価される営業権なるものは、かかる物権性に乏しいものであるし、なお又安定性に乏しいものであるから、この際はこれを加えていない」という答弁であつたのであります。

第七條中「包裝及び品位につき、前條第一項の規格」を「及び包裝、荷造等の條件並びに品位につき、前條第一項の規定により定められた規格又は日本農林規格」に改める。

但し、農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）第二條第十四項の日本農林規格が制定されている農産物については、この限りでない。

本案に養成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長（三木治朗君） 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

第六條第一項に次の但書を加え

る措置をとつておるかという質問に対しましては、「これらの事業は中小企

業

として規模は大である。併しながら、さればと言つて、みずから借入れ

をいたしてやるほどの信用能力を持つ

てない。従つて政府といたしましては、さよなら事業の性質に鑑みて、機

械あるいは精米又は精米

業としては規模は大である。併しながら、さればと言つて、みずから借入れ

をいたしてやるほどの信用能力を持つ

てない。従つて政府といたしましては、さよなら事業の性質に鑑みて、機

械あるいは精米又は精米

業としては規模は大である。併しながら、さればと言つて、みずから借入れ

をいたしてやるほどの信用能力を持つ

てない。従つて政府といたしましては、さよなら事業の性質に鑑みて、機

械あるいは精米又は精米

業としては規模は大である。併ながら、さればと言つて、みずから借入れ

をいたしてやるほどの信用能力を持つ

- (a) 次の主要任務を有する公的植物防疫機關

(i) 特に植物の病害虫の存在、異常発生及び蔓延を報告し、並びにその病害虫を防除することを目的として、生育中の植物、栽培地域（田畠、植栽地、育苗地、栽培園及び温室）を含む。並びに貯蔵中及び輸送中の植物及び植物生産物を検査すること。

(ii) 特に植物及び植物生産物の病害虫の国境を越えての伝はを防止することを目的として、国際取引において移動する植物及び植物生産の積荷を検査し、並びにその他の物品又は商品の積荷で植物及び植物生産物の病害虫の伝播者の役を演ずる虞がある状態の下に国際取引において移動するものをできる限り検査し、並びに、植物及び植物生産物であるとその他の商品であることを問わず、その国際取引に関與するあらゆる種類の貯蔵及び輸送の施設を検査し、及び取り締まること。

(iii) 国際取引において移動する

植物及び植物生産物の積荷並びにその容器、貯蔵所又は使用されるあらゆる種類の輸送施設について駆除し、又は消毒すること。

(iv) 植物及び植物生産物の積荷の検疫状態及び生産地に関する證明書(以下「植物検疫證明書」という。)を発行すること。

(v) 植物及び植物生産物の病害虫並びにその防除方法に関する情報の国内配布

植物防疫の分野における研究及び調査

各締約政府は、自国の植物防疫機關の活動範囲及び当該機關の異動に関する説明書をFAOの事務局長に提出しなければならない。

植物局長は、それについての情報をすべての締約政府に配布する。

第五條 植物検疫證明書

各締約政府は、他の締約政府の植物防疫規則に適合し、且つ、次の規定に従う植物検疫證明書の発行のための措置を行わなければならぬ。

- (b) 栽植又は繁殖の用に供する材料に関する証明書は、この條約の附屬書の文言のとおりとし、且つ、輸入国が要求する追加記載を含むものとする。この証明書の様式は、適当で且つ輸入国の要求に反しないときは、その他の植物又は植物生産物についても用いることができる。

(c) 証明書は、改変し、又は抹消してはならない。

2. 各締約政府は、栽植又は繁殖の用に供する植物の積荷でその領域に輸入されるものに対しても、この條約の附屬書に掲げる様式に合致しない植物検査証明書を附すことを要求しないことを約束する。

第六條 輸入に関する要求

1. 締約政府は、その領域に植物病害虫が侵入することを防止する目的をもつて、植物及び植物生産

(a) 植物又は植物生産物の輸入に関する制限又は要求を規定すること。

(b) 特定の植物若しくは植物生産物又は植物若しくは植物生産物の特定の積荷の輸入を禁止すること。

(c) 植物又は植物生産物の特定の積荷を検査し、又は扣留すること。

(d) 植物若しくは植物生産物の特定の積荷を処理し、廃棄し、若しくはその搬入を拒否し、又は当該積荷を処理し若しくは廃棄することを要求すること。

2 各締約政府は、国際貿易に関する障害を最小限にするために、次の條件に従つて本條1に掲げる規定を実行することを約束する。

(a) 締約政府は、本條1に定める措置を、それが植物検疫上の考慮により必要とされない限り、その植物防疫法規に基いて執つし制限又は要求を規定すること。

- (c) 締約政府は、その植物防護法規の規定に基いて植物又は植物生産物の輸入を禁止するときは、その決定を理由を附して発表し、且つ、直ちにそれを他の締約政府の植物防護機関及びFAOに報告しなければならない。

(d) 締約政府は、特定の植物又は植物生産物の積荷の輸入が搬入指定地点を通してのみ行われることを要求するときは、その地点を、国際通商を不必要に阻害しないよう選択しなければならない。締約政府は、当該搬入地点の一覧表を発表し、且つ、それを他の締約政府の植物防護機関及びFAOに通報しなければならない。この制限は、当該植物又は植物生産物が植物検疫証明書を持たなければならぬ。搬入地点に関すること又は検査され、若しくは処理されることを必要としない限り、行つてはならない。

(e) 締約政府の植物防疫機関が植物の積荷に対し輸入のために行う検査は、当該植物の枯死性に充分な考慮を拂つて、できる限り十分やかに行わなければならぬ。積荷が輸入国の植物防疫法規の要求に適合しないことが判明したときは、輸出国の植物防疫機関にその旨を報告しなければならない。積荷が全部又は一部廃棄されたときは、輸出国の植物防疫機関に直ちに公的報告を送付しなければならない。

(f) 締約政府は、穀物、果実、野菜及び切花のような栽培の用に供しない植物又は植物生産物の搬入に当つて植物検疫証明書を必要とする場合の数を、自国の植物生産を危くしない範囲内で最少限に減少するような措置を執らなければならない。

(g) 締約政府は、科学的調査の目的をもつて、植物及び植物生産物並びに植物の病虫害を起す生じる方法に関する情報。

(h) 各締約政府は、作物生産者

の領域を通過する貨物に対する検査は、適当な地区に地域的植物防疫機関を設置するため、相互に協力することを約束する。

3. 本條に定める措置は、締約政府は、當該措置が自國の植物防疫に必要でない限り、適用がないものとする。

第七條 國際協力

締約政府は、この條約の目的を達成するため、相互にできる限り協力しなければならない。特に、

(a) 各締約政府は、植物の病害虫に関する世界通報機関を設置するため、既存機関の施設及び設備を充分に利用して、その設置は、次の情報をFAOに定期的に提供することに同意する。

(b) 締約政府は、穀物、果実、野菜及び切花のような栽培の用に供しない植物又は植物生産物の搬入に当つて植物検疫証明書を必要とする場合の数を、自国の植物生産を危くしない範囲内で最少限に減少するような措置を執らなければならない。

(c) 締約政府は、當該機関が設置されたとき

は、次の情報をFAOに定期的に提供することに同意する。

(d) 締約政府は、直接的又は潜在的危險のある植物及び植物生産物の病害虫で経済的に重大な影響のあるものの発生、異常発生及びまん延に関する報告。

(e) 締約政府は、作物生産物の病害虫の防除につき有効と認められる方法に関する情報。

(f) 各締約政府は、作物生産者

を撲滅するための特別な運動にできる限り参加しなければならない。

第八條 地域的植物防疫機関

締約政府は、適当な地区に地域的植物防疫機関を設置するため、相互に協力することを約束する。

1. 締約政府は、當該地区における調整機関としての任務を行ひ、且つ、この條約の目的を達成するため各種の活動に参加するものとする。

2. 地域的植物防疫機関は、當該地区における調整機関としての任務を行ひ、且つ、この條約の目的を達成するため各種の活動に参加するものとする。

3. 締約政府は、當該委員会の勧告が、性質上拘束的ではないが、意見の不一致を生ぜしめた事項についての関係政府による再考の基礎となることに同意する。

4. 関係政府は、専門家の費用を均等に分担しなければならない。

第十條 既存條約との代替

この條約は、締約政府間においてに基く義務、特に、その領域から輸出される植物若しくは植物生産物の輸入を禁止し、若しくは制限する根拠に関する義務に違反する場合には、一又は二以上

は、千八百八十一午年十一月三日の「フィロキセラ・ヴァスター・リックス」に對し執るべき措置に関する國際條約及びその追加として千八百八十六午年四月十五日にベルヌで署名された條約並びに千九百二十九午年四月十六日にローマで署名された植物防疫に関する國際條約を廢止し、且つ、これらの條約に代るものとする。

1. 本條に従つてFAOの事務局長に宣言を通告した政府は、いつでも、その宣言の適用範囲を変更し、又はこの條約の規定のいずれかの地域に適用する適用を停止する旨の宣言を更に通告することができる。前記の変更又は停止は、事務局長がその旨の宣言を受領した日後三十日日から効力を生ずる。

2. 本條に従つてFAOの事務局長がその旨の宣言を受領した日後三十日日から効力を生ずる。

3. FAOの事務局長は、本條に基づいて受領した宣言をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一條 適用される地域

1. この條約は、千九百五十二午年五月一日まですべての政府の署名のため開放して置くものとし、且つ、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、FAOの事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、その寄

合に専門家委員会を任命する。當該委員会は、関係政府が提出するすべての文書その他の証拠書類を考慮して、紛争問題を審議する。これを関係政府及びその他の締約政府に送付する。

3. 締約政府は、當該委員会の勧告が、性質上拘束的ではないが、意見の不一致を生ぜしめた事項についての関係政府による再考の基礎となることに同意する。

4. 関係政府は、専門家の費用を均等に分担しなければならない。

第十條 既存條約との代替

この條約は、締約政府間においてに基く義務、特に、その領域から輸出される植物若しくは植物生産物の輸入を禁止し、若しくは制限する根拠に関する義務に違反する場合には、一又は二以上

は、千八百八十一午年十一月三日の「フィロキセラ・ヴァスター・リックス」に對し執るべき措置に関する國際條約及びその追加として千八百八十六午年四月十五日にベルヌで署名された條約並びに千九百二十九午年四月十六日にローマで署名された植物防疫に関する國際條約を廢止し、且つ、これらの條約に代るものとする。

1. 本條に従つてFAOの事務局長に宣言を通告した政府は、いつでも、その宣言の適用範囲を変更し、又はこの條約の規定のいずれかの地域に適用する適用を停止する旨の宣言を更に通告することができる。前記の変更又は停止は、事務局長がその旨の宣言を受領した日後三十日日から効力を生ずる。

2. 本條に従つてFAOの事務局長がその旨の宣言を受領した日後三十日日から効力を生ずる。

3. FAOの事務局長は、本條に基づいて受領した宣言をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一條 適用される地域

1. この條約は、千九百五十二午年五月一日まですべての政府の署名のため開放して置くものとし、且つ、できる限りすみやかに批准されなければならない。批准書は、FAOの事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、その寄

官報(号外)

託の日付を各署名政府に通告する。

2 この條約は、第十四條に従つて効力を生ずると同時に、非署名政府の加入のために開放して置く。加入は、FAOの事務局長に加入書を寄託することによつて行い、事務局長は、すべての署名政府及び加入政府に通知する。

第十三條 改正

1 この條約の改正に関する締約政府の提案は、FAOの事務局長に通告しなければならない。

2 FAOの事務局長が締約政府から受領したこの條約の改正案は、FAOの総会の通常会期又は特別会期に承認のため提出するものとする。その改正案が重大な技術的変更を含み、又は締約政府に新たな義務を課するものである場合は、その改正案は、総会に先立ちFAOが招集する専門家諮問委員会によつて審議されなければならない。

3 この條約の改正案の通告は、当該事項が審議されるべき総会の会期の議事日程が発送される時以前に、FAOの事務局長が締約政府に送付する。

4 この條約の改正案は、FAOの通知を受領した日から一年後に効力を生ずる。

2 この條約は、第十四條に従つて効力を生ずると同時に、非署名政府の加入のために開放して置く。加入は、FAOの事務局長に加入書を寄託することによつて行い、事務局長は、すべての署名政府及び加入政府に通知する。

総会の承認を必要とし、締約政府の三分の一の受諾後三十日目から効力を生ずる。但し、締約政府に対する新たな義務を含む改正案は、各締約政府については、当該政府が受諾したときのみ、その受諾後三十日目から効力を生ずる。

5 新たな義務を含む改正の受諾書は、FAOの事務局長に寄託しなければならない。事務局長は、その受諾書の受領及び改正の効力発生をすべての締約政府に通報する。

第十四條 効力発生

この條約は、三署名政府の批准と同時に、当該三政府間に効力を生ずる。その後批准し、又は加入する各政府については、その批准書又は加入書の寄託の日から効力を生ずる。

第十五條 廃棄

1 締約政府は、いつでも、FAOの事務局長への通知により、この條約の廃棄を通告することができる。事務局長は、直ちに、すべての署名政府及び加入政府に通報する。

2 廃棄は、FAOの事務局長がその通知を受領した日から一年後に効力を生ずる。

附風書

植物検疫証明書様式

植物防疫機関.....

番号.....

下記の植物、植物の部分若しくは植物生産物又はそれらの見本は、
の権限のある公務員により
に充分に検査され、その知識の限りにおいて、危険な病害虫に実質上侵されていないと認められた
ものであり、且つ、この横荷は、この証明書の追加記載及びその他のものの双方に掲げる輸入国の現行植物検疫法規に適合すると信ぜられることを証明する。

くん蒸又は消毒の処理（輸入国の要求がある場合）

日付.....

処理.....

処理時間.....

薬品及び濃度.....

追加記載

19 年 月 日

(署名).....

(官職).....

(機関印)

積荷明細

輸出者の住所氏名

荷受人の住所氏名

こん包の数及び明細

識別記号

生産地（輸出国の要求がある場合）

輸送方法

搬入地点

生産物の数量及び名称

植物学名（輸入国の要求がある場合）

千九百五十一 年十二月六日 にイタリアのローマにおいて、ひとしく正

文である英語、フランス語及びスペイン語で本書一通を作成した。この

本書は、国際連合食糧農業機関の記録に寄託する。国際連合食糧農業機

は、輸出入貨物に対し国のために、且つ、貨物の通関の理由で課する税金又は課徴金に限るものとする。貨物に対する課徴金はこのように明記されなければならないので、国のために、且つ、貨物の通關の理由で課された消費税その他の税金の場合には、輸入国の貨物が例外の措置としてこの税金を課されないため又は單にその一部だけに課されるため、外国の貨物が特別の税金を負担することとなるかどうかを明白に表示しなければならない。

締約国は、商人が関税率、特に、一定の種類の貨物に対する課徴金の率に関する公的情報を入手することができるようにするため、必要な手段を執ることを約束する。

第六條

各締約国は、締約国及びその国民がそれらの商業に關係のある第四條及び第五條に掲げるすべての措置をできるだけすみやかに知ることができるようするため、他の各国の外交代表又はその領域に駐在するその他代表で特に指定されるものに對し、当該條項に従い発行されることを約束する。この送付は、発行の後直ちに二

通をもつて行う。外交代表その他の代表がないときは、当該国が特に指定する経路によつてその国に送付される。

更に、各締約国は、第四條及び第五條に従い発行されるすべての刊行物の発行後直ちにその十部を国際連盟事務局に送付することを約束する。各締約国は、また、千八百九十年七月五日の国際條約で関税表の納詣及び刊行を委託されたプラッセルの「関税表刊行国際事務局」に対し、自國が制定するすべての関税表又はその修正の発行後直ちにその十部を送付することを約束する。

第七條

締約国は、税關その他類似の事項に関する自國の法令及び規則のし意的な又は不公正な適用を防止するため、並びにその法令及び規則の濫用により損害を受けた者に対し行政上、司法上又は仲裁の手続による救済を確保するため、自國の立法府及び行政による最も適当な措置を執り政府による最も適当な措置を執ることを約束する。

現に実施され、又は将来執られるすべての前記の措置は、第四條及び第五條に定める方法で公表しなければならない。

第八條

締約国は、税關その他類似の事項に関する自國の法令及び規則のし意的な又は不公正な適用を防止するため、並びにその法令及び規則の濫用により損害を受けた者に対し行政上、司法上又は仲裁の手続による救済を確保するため、自國の立法府及び行政による最も適当な措置を執ることを約束する。

直ちに申告者の処置に任されなければならぬ。但し、國の利益を擁護するため必要な措置に従うことを條件とする。申告者が税金に関して供託した金額の拂いもどし又はその提供した担保の解除は、その争訟の解決後直ちに行わなければならず、その争訟の解決は、いかなる場合にもできるだけすみやかに行わなければならぬ。

第九條

各締約国は、前各條に掲げる税關手続その他類似の手続の簡易化に関するすべての事項についてなされた進歩を示すため、その簡易化を実施するため執つたすべての措置の摘要書をこの摘要が自國について効力を生じた日から十二箇月以内に国際連盟事務総長に提出しなければならない。

同様の摘要書は、その後三年ごとに提出しなければならない。

第十條

輸入税を課される見本及びひな形でその輸入が禁止されていないものは、いずれかの締約国に居住する製造業者又は商人が自ら又は外交員の手を経て輸入するときは、輸入税の額を供託し、又は輸入税の支拂を必要とする場合の担保を提供することを條件として、一時的に各締約国の人における見本又はひな形の同一物であることの認識を確保するために保証を追加する必要があると認める場合には、すべて、当該官憲は、見本又はひな形に追加記号を付することができる。税關の鑑査は、追加記号の場合は除く外、見本の同一物であることを認識すること並びに将来その見分證明書を所持すべきことを要求することができる。

本條の適用上、特定の種類の貨物を代表するすべての物品は、見本又はひな形とする。但し、第一に、当該物品は、再輸出の際その同一物であることを適切に認識することができるものであること、第二に、こうして輸入された物品は、全体として見ると、普通の意味では見本とはならないような数量又は価額のものでないことを條件とする。

いずれかの締約国の税關官憲は、輸出のため呈示されなければならない見本又はひ

輸入税を課される見本及びひな形でその輸入が禁止されていないもの

であると認めなければならない。但し、当該見本又はひな形には、前記の他の締約国の中間官憲が証明する明細目録を添付するものとする。なお、輸入国の税關官憲が再輸出の際

ににおける見本又はひな形の同一物であることの認識を確保するために保証を追加する必要があると認める場合には、すべて、当該官憲は、見本又はひな形に追加記号を付することができる。税關の鑑査は、追加記号の場合は除く外、見本の同一物であることを認識すること並びに将来その見分證明書を所持すべきことを要求することができる。

本條に課される税金及び課徴金の額を決定することに限るものとする。

再輸出までの期間は、六箇月より短かくない期間内で定める。但し、輸入国の税關官憲が延長することを妨げない。この期間が満了したときは、再輸出されなかつた見本に対しても税金を納付しなければならない。

輸入の際供託された税金の額の拂いもどし又はこの税金の納付に対する担保の解除は、国境又は国内にあつて必要な権限を有するいづれの官署においても、滞滯なく、且つ、再

を、見本又はひな形と同一物であることを将来認識するため充分なものであると認めなければならない。但し、当該見本又はひな形には、前記の他の締約国の中間官憲が証明する明細目録を添付するものとする。なお、輸入国の税關官憲が再輸出の際

ににおける見本又はひな形の同一物であることの認識を確保するために保証を追加する必要があると認める場合には、すべて、当該官憲は、見本又はひな形に追加記号を付することができる。税關の鑑査は、追加記号の場合は除く外、見本の同一物であることを認識すること並びに将来その見分證明書を所持すべきことを要求することができる。

本條に課される税金及び課徴金の額を決定することに限るものとする。

再輸出までの期間は、六箇月より短かくない期間内で定める。但し、輸入国の税關官憲が延長することを妨げない。この期間が満了したときは、再輸出されなかつた見本に対しても税金を納付しなければならない。

輸入の際供託された税金の額の拂いもどし又はこの税金の納付に対する担保の解除は、国境又は国内にあつて必要な権限を有するいづれの官署においても、滞滯なく、且つ、再

な形に対し納付される税金を免除して行わなければならない。締約国は、この権限を與えられる官署の表示を公表しなければならない。

身分証明書を要求する場合には、

当該証明書は、本條に附屬するひな形によらなければならず、且つ、製造業者又は商人が業務上の本拠を置いている国が特に指定する機関により交付されなければならない。

主義を條件として、身分証明書に

は、一国が特殊の又は例外の事情に

より必要を認める場合を除く外、領事官の査証その他の査証を免除す

る。査証が要求される場合には、そ

の手数料は、できるだけ低くなれ

ばならず、且つ、登録の費用をこえ

てはならない。

締約国は、身分証明書の発給の權

限を認められる機関の表を、できる

だけすみやかに、直接相互に及び国際連盟事務局に送付する。

前記の制度を採用するまでの間、

締約国は、現に許與する便益を縮減する規定を除く外、輸入税を課される見本及びひな形でその輸入が禁止さ

れていないものに対し、それがいづれかの締約国に居住する製造業者、商人又は外交員によつて輸入される場合に当該製造業者、商人又は外交員によつて携帶されていないときに、商人又は外交員によつて輸入される場合に当該製造業者、商人又は外交員によつて携帶されていないときに、も適用があるものとする。

第十一條

締約国は、原産地証明書を要求する場合をできるだけ少くしなければならない。

締約国は、この原則に従い、且つ、税關當局が貨物の真正の原產地を審査する権利及び、従つてまた、

証明書が提出されているにもかかわらず必要と認めるその他の証拠を要求する権限を完全に保有するという

了解の下に、次の規定に従うことによる同意する。

1 締約国は、原産地証明書の發給

及び承認に関する手続及び形式を

できるだけ簡単且つ公平にする措

置を執り、また、当該証明書を要

求する場合及びその発給の條件を

公示しなければならない。

(1) 製造所又は商品の表示

備考 前段の記入は、会社の長の場合についてのみ行う。

(ひな形)

(国名)

(発給機関)

外交員身分証明書

交付の日から起算して十二箇月間有効

に有効 身分証明書番号

この証明書の所持人である 氏名

住所

町

番地 は、

において

の商業上の目的で
の所有者であること(1)

において

の商業上の目的で
を所有する(1)

会社によつて使用されている外交員であること

を証明する。

本書の所持人は、前記の国で前記の会社のため注文を取り、及び買付を行うものである。その会社は、においてその業務及び取引を行うことを認められ、且つ、このため法律で定める税金を納付するものであることを証明する。

千九百 年 月 日

会社の長の署名

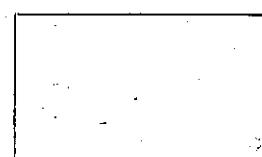
所持人に関する記載

年齢

身長

毛髪

特徴



所持人の署名

(1) 製造所又は商品の表示

備考 前段の記入は、会社の長の場合についてのみ行う。

2 原産地証明書は、締約国の公的機関のみでなく、必要な権限を有し、且つ必要な保証があるその他の機関であらかじめ各関係国が特に承認するものも、また発給することができる。各締約国は、原产地証明書の発給の目的のために指定した機関の表を国際連盟事務局にできるだけすみやかに送付しなければならない。各国は、こうして通知された機関が不适当に証明書

を発給したことが判明したときは、当該機関に対し承認を取り消す権利を留保する。

3 貨物が原産国から直接に輸入されず、且つ、締約国である第三国

の地域を経由して輸送される場合には、税關当局は、その第三国の

承認された機関が作成した原产地

証明書を承認しなければならない。但し、当該当局は、当該証明書が原産国の発給した証明書の場合と同様に完備しているものであることを認定する権利を留保する。

4 税關当局は、次の場合には、原产地証明書の提出を要求してはならない。

(a) 関係人が、当該証明書を提出することによつて適用がある制度の利益に対し、すべての要求を放棄する場合

(b) 貨物の性質がその原産地を明白に証明し、且つ、この点に関する取扱が関係国間にあらかじめ締結されている場合

(c) 貨物が地方的名称を用いることができるものである旨の証明書が当該貨物に添付されている場合。但し、当該証明書は、このために指定され、且つ、輸入国

が承認する機関が発給したものであることを条件とする。

5 税關当局は、その属する国の法令が認める場合には、相互主義を條件として、

(a) 滥用の疑がある場合を除く外、明らかに商業的性質を有しない輸入品又は商業的性質を有するが価格が少額である輸入品に関しては、原产地の証明書を免除する。

(b) 即時に輸出されない貨物に関して発給される原产地証明書を承認する。但し、輸出國と仕向国とが隣接するか又は隣接しないかによりそれぞれ一箇月又は二箇月の期間内に当該貨物が発送されることを条件とする。この期間は、当該貨物の輸送の遅延についての理由が充分であると認める場合には、延長することができる。

6 輸入業者がその貨物を輸入する際に充分な理由で原产地証明書を提出することができないときは、税關当局は、将来納付される課徴金を保証するため必要と認める條件で、この証明書の提出に必要な猶予期間をその輸入業者に與えること

ができる。証明書がその後提出されたときは、納付された課徴金

前記の規定の適用に當つては、割当制度の下で輸入される数量の満了から生ずる状況を考慮しなければならない。

7 証明書は、輸入國の固語又は輸出國の固語によることができる。但し、輸入國の税關官憲は、証明書の意味に關して疑がある場合にその翻訳を要求する権利を留保する。

8 原产地証明書は、特に、税關当局の発給に係る場合には、領事官の査証を原則として必要としない。例外の場合として領事官の査証を必要とするときは、関係人には、その選択に従い原产地証明書をその地域の領事官又は隣接地域の領事官のいずれかに査証のため呈示することができる。査証の手数料は、できるだけ低くなければならず、且つ、発給の費用をこえなければならない。特に、貨物の価格が少額である場合は、そちらで、この証明書の提出に必要な猶

して用いるすべての文書に適用される。

第十二條

「領事仕入書」と称される文書は、輸入貨物の原产地がその輸入の條件に影響する場合にその原产地を證明するため、又は從価税率の適用上商業仕入書では不充分である場合に輸入貨物の価格を確認するためその提出が必要であるときを除く外、要求されない。

前記の規定の普及を容易にするために努める。輸入國は、証明書の発給の機関並びに輸出國で行う

試験の性質及び標準についてあらゆる保障を與えられなければならない。

9 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

新規書、印章又は記号が輸入國で貨物について再分析その他の試験を行わずに承認される(所要の條件を満たしていないと推定される場合に)は、特別の保障措置が執られるこ

とを條件とする)。ような協定を締結するに努める。輸入國は、証明書の発給の機関並びに輸出國で行う

試験の性質及び標準についてあらゆる保障を與えられなければならない。

10 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

11 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

12 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

13 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

14 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

15 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

16 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

17 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

18 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

19 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

20 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

21 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

22 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

23 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

24 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

25 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

26 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

27 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

28 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

29 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

30 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

31 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに充分留意す

るものとする。

32 本條の規定は、原产地証明書とが同一の文書に適用される。

前記の規定の普及を容易にするため、次の事項を協定中に掲げることを、有益であると認める。

(a) 分析その他の試験を行うため指定されるすべての試験所が一様に採用すべき方法。但し、その方法は、協定当事国の一又は二以上の要請により隨時修正することができるものとする。

(b) 各協定当事国が実施すべき試験の性質及び標準。但し、各種の生

産物に対して要求する純粹度の標

準は、事實上の禁止にひとしくないよう定めることに

第十四條

締約国は、單独の又は共同の行為によつて貨物の迅速な通関、旅行者の手荷物の検査、貨物保税制度、倉庫その他本條附屬書に掲げる事項に關する手続を簡易化し、及び一層画一的且つ合理的にするに最も適當な方法を考慮しなければならぬ。

締約国は、本條の実施に當つては、次の附屬書に掲げる勧告に対し好意的な考慮を拂うものとする。

A 貨物の迅速な通関

業務の組織及び運営

1 國境の税關官署における漏貨を避けるため、国内の規則、運送條件及び貨物の性質が許す限り國境

件及び貨物の性質が許す限り國境以外の官署又は倉庫における貨物の通關の慣行を獎励することが望ましい。

2 濫用の禁がない限り、且つ、自國の法令に基く國の権利を留保して、通過中の又は倉庫に向う途中の貨物に対して一國が付する鉛封その他の税關封印が他の國によつて承認され、且つ、尊重されることが望ましい。但し、前記の他の國が鉛封その他の封印の外、新た

な税關記号を付することを妨げない。

貨物の通關

3 各国は、特別課徴金を課するその権利を害することなく、できるだけ次の措置を執ることが望ましい。

(a) 通常の執務時間外に及び執務日以外の日に腐敗しやすい貨物の通關を容易にすること。

(b) 自國の法令が許す限り、税關の通常の執務日及び執務時間外にも船舶及び舟艇の荷積及び荷卸を許すこと。

貨物申告者に與える便宜

4 千九百六年九月十九日のベルヌ條約で改正された貨物の鐵道輸送に関する千八百九十九年十月十四日のベルヌ條約第十條に別に規定する場合を除く外、荷受人は、通關

に關する千八百九十九年十月十四日のペルヌ條約第十條に別に規定する場合を除く外、荷受人は、通關

すべき貨物を自ら申告すること又はその指定する者にこの申告をさせることが常に自由であることが望ましい。

5 関係者が記入すべき税關申告書並びに鑑査證明書及び、当該國が便宜と認める場合には、輸入税納付に対する受領証をあわせて印刷した書式を、この制度を有益に用

いることができるとして認められる場合には、採用することが望ましい。

い。また、その貨物の再輸出の際輸出税を課さないことが望ましい。

C 倉庫における貨物の取扱及び倉敷料

9 広告用の商品目録その他同種の印刷物の通關について、それが郵送され、又はその關係貨物とともに包装される場合に生ずるすべての遅延を避けるため、適當な措置を執るべきである。

6 各国は、税關の手続又は規則の輕微な違反に対しきびしい罰を科することができるだけ慣むことが望ましい。

特に、貨物の通關のため文書の提出を要求する場合において、明白に詐欺の意志がない。

且つ、容易に是正することができ

る脱漏又は過誤があつたときは、

科すべき罰金は、できるだけ負担を軽やすように、且つ、形式的

の罰、すなわち、單なる警告の性

質以外の性質を有しないよう

にだけ少額にしなければならない。

7 關稅の納付又は保證のために永続的性質の担保を提供して郵便局若又は小切手を使用することの可

能性について、考慮を拂うべきである。

8 税關官憲は、貨物の同一物であることが充分証明される場合に停車の際手荷物の検査を行う慣行は、できるだけ一般化すること

が望ましい。

11 通麗車だけで編成される列車内において、進行中又は国境停車場に停車の際手荷物の検査を行う慣行は、できるだけ一般化すること

が望ましい。

12 旅客の手荷物の検査に關して前記の11で勧告する慣行は、でき

ばすことが望ましい。検査は、できるだけ船内で、航行中（航行が長くない場合）又は着港のときに行うべきである。

13 旅行者が通常携行する主要物品に課される課徴金及び税金並びに輸入禁止品目を記載する廣告は、税關構内並びにできるだけ鐵道客車内及び船内に掲示することが望ましい。

14 特殊の性質のために特別な注意を必要とする貨物のために用いら

れるいわゆる「一時」及び「特定の」倉庫がまだ存在していない国は、これを設立し、又はこの設立

を承認することが望ましい。

15 倉敷料は、原則として一般的費用及び投下資本の利子を償うに足りるものより多くないよう合理的な基礎で定められることが望ましい。

16 倉庫内に貨物を有するすべての者は、損傷貨物の引出しを許されることは望ましい。当該貨物は、

税關官吏の立会の下に破棄し、又はいかなる關稅も納付することなく荷送人に返還すべきである。

經濟状態を理由としてその領域の一部又は全部にこの條約のある規定の適用が困難なことを充分に証明することができるものは、その規定の適用から生ずる義務を一時免除されるものとする。但し、締約国が拘束力を有するものと認めた通商の平衡など待遇の原則は、できるだけ広い範囲にわたつて遵守されなければならぬい。

後、勧告的意見を與えるものとする。
その機関が與えた勧告的意見は、すべての紛争当事者が受諾しなければ、紛争当事者に対し拘束力を有しないものとする。また、その紛争当事者は、前記の手続に訴えた後又はその手続の代りとして、その選択する仲裁手続又は司法手続（常設国際司法裁判所規程に基き常設国際司法裁判所の権限内にある事項に関して生じた場合には、当事者は、そのいずれかは、同裁判所に付託することを含む。）に訴える自由を有する。

この條約は、フランス語及び英語の本文をひとしく正文とし、本日の日付を有し、且つ、ジュネーヴ会議に代表された国、國際連盟加盟国及び國際連盟理事会がこの條約の副本を送付した国による署名のため、千九百二十四年十月三十一日まで開放される。

この條約は、五國が批准するまでは効力を生ずることがない。その効力発生の日は、國際連盟事務總長が第五番目の批准書を受領した日の後九十日目とする。その後は、この條約は、各國の批准書又は加入通告書の受領の日の後九十日で當該国に閲して効力を生ずる。

事務總長は、國際連盟規約第十八條の規定に従い、この條約をその効力発生の日に登録するものとする。

第二十七條

國際連盟事務總長は、この條約に署名し、これを批准し、これに加入し、又はこれを廢棄した國を表示する特別の記録を備えなければならない。この記録は、連盟国についても開放され、また、連盟理事会の指示に従いできるだけしばしば公表されなければならぬ。

第二十八條

この條約は、國際連盟事務總長にあてた文書による通告で廢棄することができる。廢棄は、事務總長が廢棄の文書を受領した日の後一年で効力を生じ、且つ、その通告を行つた

国際連盟加盟国又は非加盟国に関するものとする。

国際連盟事務総長は、この條約の署名国又は加入国であるすべての国際連盟加盟国及び他の署名国又は加入国にその廢棄の通告の受領を通知しなければならない。

第二十九條

この條約に署名し、又は加入する国は、この條約の受諾がその殖民地、海外属地、保護領又はその主權若しくは権力の下にある海外領土の一部又は全部を含まない旨をその署名、批准又は加入の際宣言することができるものとし、また、その宣言で除外される当該殖民地、海外属地、保護領又は領土のためにその後第二十五條の規定に従い加入することができる。

廢棄は、また、前記の殖民地、海外属地、保護領又は領土について各別に行うことができる。第二十八條の規定は、その廢棄に適用されるものとする。

第三十條

国際連盟理事会は、締約国の三分の一の要請があるときは、この條約の改正のために会議を招集することの可否を考慮することを要請されるものとする。

以上の証拠として、前記の各全権委員は、この條約に署名した。

千九百二十三年十一月三日にジネ
ネーヴで本書一通を作成した。この
本書は、国際連盟事務局の記録に寄
託される。認証原本は、この会議に
代表されたすべての国に送付され

この條約の第二十九條に關して、私は、オランダ政府が、オランダ本国のためにのみこの條約を受諾するものであるが、海外領土に関してはその加入を明白に拒否するものでなく、同政府が、その加入を延期すること及び将来その海外領土の全部又は一部のために加入する権利を留保することを宣言する。

ボーランド
J・モズエレフスキ
ボルトガル
ルーマニア
ルーマニア王国政府の名において、私は、諸政府が行つた留保(議定書の6に掲げるもの)と同一の留保をして、且つ、ルーマニア政府が、この條約の第二十二條が同様に定める手続を一般的性質の問題に関して執る権利を締約国にのみ與るものであり、私人が王国官憲との間の紛争の場合には国内司法手続にのみ訴えることができるものであると了解することを表明する。

1 前記の條約に基く締約国の義務は、締約国が人間、動物若しくは植物の健康の保全に関する国際條約若しくは協定（特に国際あん條約）又は公衆衛生の維持若しくは国際安全に関する国際條約若しくは協定に基いて現に負担し、又は将来負担する義務になんら影響を及ぼすものではないものとす る。

2 第三條の適用に関しては、カナダが受諾する義務は、連邦政府の

みを拘束するものであり、且つ、領域内へのある種の生産物の輸入を禁止し、又は制限する権限を憲法上有する州政府を拘束するものではない。

3 第四條及び第五條の適用に関しては、ブラジル及びカナダによる当該條項の受諾は、これらの国の場合は、連邦政府が当該條項に掲げる関税率又は規則に関する措置を執る範囲においてのみ連邦政府の責任を負ふものとする。但し、国の憲法によつて與えられる権利に基いて各州が執る措置に関しては、その責任を負ふものではない。

4 第四條及び第五條第一項の適用に関しては、ドイツがする約束は、国が徵收するある種の輕微な租税又は国が実施するある種の特別な手続で国が定めるのではなく州又は地方官憲が定めるものを公表するドイツの義務を伴うものではない。

5 第十一條の適用に関しては、締約国は、その定める規則が、すべての締約国が要求することができると、その留保をした国に關して適用されるまでの間、自國に關係のある締約事項について拘束されないことを宣言する。

二国間協定その他の協定によつてその規則を任意に拡張し、又は適応させることを妨げないものであることを認める。

6 スペイン、フィンランド、ボーランド及びポルトガルの政府は、その置かれている特殊の事情にかんがみ、批准に當り第十條を除外する権利を留保すること及び本日から五年の期間の後まで同條を適用する義務がないことを宣明した。

スペイン、ギリシャ及びポルトガルの政府は、この條約の第十一條に關し、スペイン及びポルトガルの政府は、同條に關し、同様の宣言をした。ボーランド政府は、この條約の自國に關する効力発生の時から適用することに同意する第十一條1、2、4、5、7及び9を除く外、同條全部の適用に関し、同様の宣言を行つた。

他の締約国は、こうしてされた留保を受諾することを宣明するとともに、その留保をした国に關しては、当該規定がその国によつて適用されるまでの間、自國に關係ある留保事項について拘束されないことを宣言する。

第十條、第十一條又はこれらの條の特定の規定に關し、他の政府が将来批准又は加入の際行う除外は、國際連盟理事会がこの條約の第二十二條に掲げる専門機關に諮詢した後決定するときは、前記の第一項に掲げる期間中、且つ、第三項に規定する條件に従つて、受諾されるものとする。

この認定書は、本日付の條約と同一の效力及び期間を有するものであり、且つ、この條約の不可分の一部とみなされる。

以上の証拠として、前記の全權委員は、この認定書に署名した。

一千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで本書一通を作成した。この本書は、國際連盟事務局の記録に寄託される。認証原本は、この會議に代表されたすべての国に送付される。

インド
ハーディング・オヴ・ベンシア
ブルガリア
スト
ドブケヴィチウス
リスニア
ドクトル P・カルヴァリス
ルクセンブルグ
シヤルル・G・ヴェルメール
モロッコにおけるフランス保護領
P・セラ
ノールウェー
フリヂョフ・ナンセン
バラグアイ
オランダ
R・V・カバリエ
E・メントゾ

ブラジル
J・A・バルボーザ・カルネイロ
ニイロ・A・マンニオ
ウルホ・トイヴォラ
フランス
E・ボレイ
ギリシャ
V・コロコトロニス
D・カブサリ
ハンガリー
F・ド・バルチエ
カルロ・ブリエ
イタリア
ハシガリ
日本國
杉村陽太郎
中国
J・R・ロウ・ツォン・チヤン
デンマーク
エジプト
T・C・マコーレイ
A・オルデンブルグ
オーストリア
ベルギー
J・ブリューゲル
スペイン
エミリオ・デ・バラシオス

フィンランド
ニイロ・A・マンニオ
ウルホ・トイヴォラ
フランス
E・ボレイ
ギリシャ
V・コロコトロニス
D・カブサリ
ハンガリー
F・ド・バルチエ
カルロ・ブリエ
イタリア
ハシガリ
日本國
杉村陽太郎
中国
J・R・ロウ・ツォン・チヤン
デンマーク
エジプト
T・C・マコーレイ
A・オルデンブルグ
オーストリア
ベルギー
J・ブリューゲル
スペイン
エミリオ・デ・バラシオス

における防除対策上、種々便益を受けることになるのでありますし、又輸出等も明らかになり、安んじて農産物の輸出を行い得るのであるとの政府の説明であります。

外務委員会は、五月十六日、六月三日及び六月五日の三回に亘り、本件を審議いたしましたが、別段の問題もなく、全会一致を以て本件は承認すべきものと決定いたした次第であります。

次に、只今議題となりました千九百二十三年十一月三日にシユネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名議定書の締結について承認を求める件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

政府側の説明によりますと、この條約及び署名議定書は、税関手続の簡易化を図ることが通商の均衡な待遇を実現する重要な手段であることに鑑み、税関手続の簡易化及び衡平な適用並びに開税率及び開税規則の公表について、国際的に協力することを目的として作成されたものでありますと、一九二

三年十一月三日にジュネーヴで署名され、その加盟国は三十六国に上つております。我が国は一九二四年三月十七日にこの條約に署名いたし、その後歴代の内閣はしばくこの條約の批准方を奏請したのですが、その都度、内閣更迭等の事情により、その奏請は返戻され、続いて満州事変を契機として我が国と連盟との関係悪化等あり、遂に今日まで批准されるに至らなかつたのであります。我が国は昨年九月八日にサンフランシスコにおいて、この條約及び署名議定書に加入することを宣言しておりますから、これに一日も早く加入することは我が国の国際信用を高めるやえんであるといふのであります。この條約は、前文、本文三十カ條及び議定書から成つており、前文において先に申上げました目的を譲り受けたためではなかつたかとの疑点

が遅れた関係はない旨の答弁があり、〔副議長退席、議長着席〕又同じく第三條の規定する約束に他の締約国が違反したときは、我が国として十分抗議が行える旨の答弁があります。この條約は、前文、本文三十カ條及び議定書から成つており、前文において先に申上げました目的を譲り受けたためではなかつたかとの疑点

が遅れた関係はない旨の答弁があり、〔副議長退席、議長着席〕又同じく第三條の規定する約束に他の締約国が違反したときは、我が国として十分抗議が行える旨の答弁があります。この條約は、前文、本文三十カ條及び議定書から成つており、前文において先に申上げました目的を譲り受けたためではなかつたかとの疑点

が遅れた関係はない旨の答弁があり、〔副議長退席、議長着席〕又同じく第三條の規定する約束に他の締約国が違反したときは、我が国として十分抗議が行える旨の答弁があります。この條約は、前文、本文三十カ條及び議定書から成つており、前文において先に申上げました目的を譲り受けたためではなかつたかとの疑点

が遅れた関係はない旨の答弁があり、〔副議長退席、議長着席〕又同じく第三條の規定する約束に他の締約国が違反したときは、我が国として十分抗議が行える旨の答弁があります。この條約は、前文、本文三十カ條及び議定書から成つており、前文において先に申上げました目的を譲り受けたためではなかつたかとの疑点

ましたが、質疑応答の詳細は議事録に譲りますが、一、二の点を申述べます

かくして六月五日質疑を終り、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り承認すべきものと決定いたしました。

更に只今議題となりました国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加入について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

政府当局の説明によりますと、第二次世界戦争中から、戦後の国際経済の秩序ある発展を図るためのいろいろの草案が研究されていましたが、一九四四年七月に、米国政府の招請によつて、米国ニューハンプシャー州ブレトン・ウッドに四十四カ国の代表が参加する連合国通貨金融会議が開かれました。この会議において国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行への加盟を容易にすることを期待できるのであります。なお、我が国は国際復興開発銀行への加盟によつて、復興開発のため必要な外貨資金を直接同銀行から借り入れ、又同銀行の保証を受けて民間の外貨の導入を容易とすることを期待することができるのです。

この内容について今暫らく説明いたしますと、基金は、我が国の加盟條件をきめるため、オランダ、英國、潔洲、ブラジル、米国、中国の六カ国の代表から成る委員会を設け、我が國の過去の貿易額、国民所得、金、ドルの保有額を参考とし、加盟条件として割

験又は歯科医師国家試験予備試験に合格して、更に実地修練を行なつた上で、国家試験を受けて、医師又は歯科医師になる途が開かれているのであります。併しながら医師国家試験予備試験、歯科医師国家試験予備試験の受験回数は、現在では二回に限られており、この試験に二回とも合格しなかつた者は永久に受験することができないであります。これでは、これらの者の中多くは引揚者であり、年齢的に軽業も困難であり、且つ経済的に同情すべき者が少くないので、これらの人々のために、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び歯科医師関する法律による国家試験予備試験の実施期間中は、その受験回数の限度を撤廃しようとする点でござります。

本法案は、本日厚生委員会において審議せられたのであります。が、質疑応答の内容は速記録により御聴取いたしました。かくて質疑を終り、討論を省略いたしまして、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でござります。(拍手)

格又は歯科医師国家試験予備試験に合格して、更に実地修練を行なつた上で、国家試験を受けて、医師又は歯科医師になる途が開かれているのであります。併しながら医師国家試験予備試験、歯科医師国家試験予備試験の受験回数は、現在では二回に限られており、この試験に二回とも合格しなかつた者は永久に受験することができないであります。これでは、これらの者の中多くは引揚者であり、年齢的に軽業も困難であり、且つ経済的に同情すべき者が少くないので、これらの人々のために、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び歯科医師

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

一、日本国有鉄道監理委員会委員の任命に関する件
一、日程第二 一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

法律案兩院協議会成案

一、議員の請假
出席者は左の通り。

議員	副議長	三木 治朗君
藤森 真治君	藤野 豊雄君	山川 榮一君
野田 勘作君	中山 福藏君	大谷 鶴潤君
徳川 宗敬君	田村 文吉君	深水 六郎君
伊達源一郎君	館 哲二君	仁田 竹一君
高橋 道男君	高瀬莊太郎君	草葉 隆圓君
高田 寛君	高木 正夫君	左藤 義誼君
杉山 昌作君	新谷寅三郎君	中川 以良君
島村 軍次君	西郷吉之助君	川村 松助君
小宮山常吉君	小林 政夫君	寺尾 豊君
柿見 義男君	木下 長雄君	前田 篤君
河井 蘭八君	加藤 正人君	溝口 三郎君
片柳 鳳吉君	加賀 操君	三浦 長雄君
奥 むめお君	岡本 愛祐君	重宗 雄三君
岡部 常君	河井 順五郎君	大野木秀次郎君
山本 勇造君	梅原 真隆君	入交 太藏君
森 八三二君	石黒 忠篤君	宮田 重文君
上原 正吉君	井上なつゑ君	西川甚五郎君
岡田 信次君	赤木 正雄君	宮本 邦彦君
青山 正一君	秋山俊一郎君	杉原 荒太君
玉柳 實君	鈴木 幸作君	松本 犀君
中川 幸平君	石村 幸作君	長谷山行毅君
九鬼紋十郎君	鈴木 栄一君	高橋進太郎君
有馬 英二君	梅原 真隆君	堀 未治君
菊田 七平君	安井 謙君	愛知 梅一君

一、日程第四 農産物検査法の一部を改正する法律案

一、日程第六 國際植物防疫條約の締結について承認を求める法律案
一、日程第七 千九百三十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税關手続の簡易化に関する國際條約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件

一、日程第八 國際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件

一、日程第九 國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件
一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 会期延長の件

小川 久義君	國	伊能君
淹井治三郎君	池田宇右衛門君	
前之園喜一郎君	駒井 藤平君	
林屋繼次郎君	油井賢太郎君	
北村 一男君	白波瀬米吉君	
岩沢 忠恭君	栗柄 越夫君	
西田 隆勇君	大屋 晋三君	
黒川 武雄君	横尾 龍君	
石坂 壘一君	境野 清雄君	
大隈 信幸君	木内キヤウ君	
谷口弥三郎君	稻垣平太郎君	
成瀬 婦治君	重盛 蔡治君	
門田 定藏君	江田 三郎君	
三輪 貞治君	中田 吉雄君	
若木 勝藏君	三橋八次郎君	
石原幹市郎君	小酒井義勇君	
栗山 良夫君	梅津 錦一君	
三好 始君	深川タマエ君	
内村 清次君	羽生 三七君	
紅露 みつ君	石川 清一君	
松浦 定義君	森崎 隆君	
高田なほ子君	吉田 汎晴君	
山崎 恒君	和田 博雄君	
岩木 哲夫君	深川榮左二門君	
岡田 宗司君	岩男 仁蔵君	
一松 定吉君	河崎 ナツ君	
堀木 錠三君	岡村文四郎君	

小笠原 三三男君	木下 源吾君
金子 洋文君	野澤 勝君
須藤 五郎君	岩間 正男君
兼石 傳二君	千葉 信君
鈴木 清二君	岩崎正三郎君
大野 幸二君	上條 愛一君
千田 正君	田中 一君
山田 節勇君	齋 武雄君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
羽仁 五郎君	吉川末次郎君
松永 義雄君	カニエ邦彦君
赤松 常子君	小林 亦治君
棚橋 小虎君	相馬 助治君
原 虎一君	小松 正雄君
松浦 清一君	下條 恭兵君
片岡 文重君	小泉 秀吉君
農林大臣 廣川 弘禪君	
人事院審務總局法制局長 史郎君	
運輸大臣 村上 義一君	
國務大臣	
政府委員	
人政事院審務總局法制局長 史郎君	
外務政務次官 石原幹市郎君	
厚生政務次官 松野 輝三君	
運輸政務次官 佐々木秀世君	
運輸省鐵道監督局長 荒木茂久二君	

昭和二十七年六月六日 参議院会議録第四十八号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円
(資料費五円)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
印 証電話九段一四三三一七九〇〇〇官報課
九段東京一九〇〇年六月六日

10611